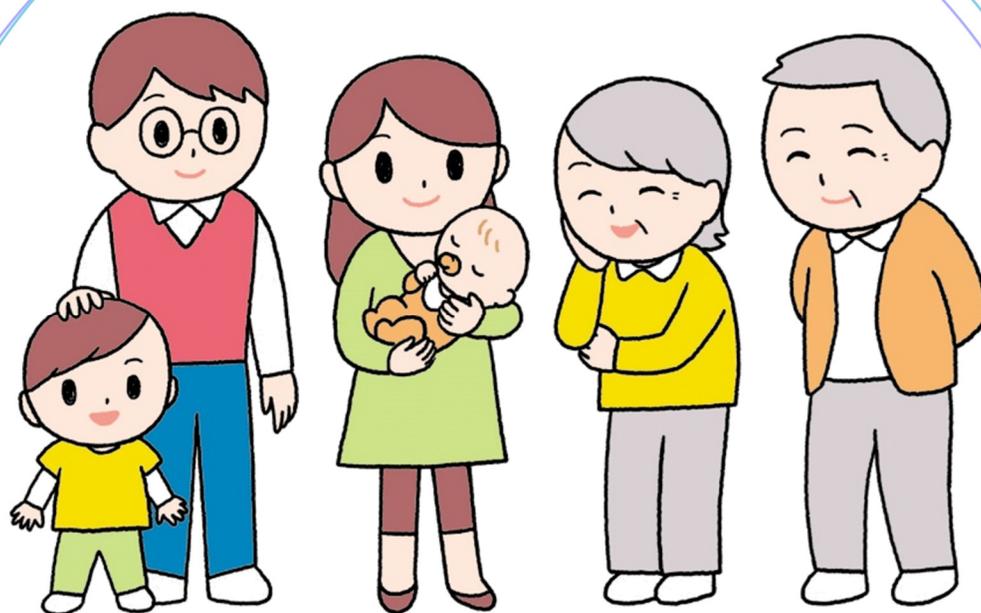


概要版

第2期南越前町 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
南越前町

計画の概要

計画策定の趣旨

南越前町（以下「本町」という。）では、国の指針に基づき、平成 27 年 3 月に「南越前町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、子どもの年齢や家庭の状況に応じた教育・保育、地域の子ども・子育て支援を地域社会全体で総合的かつ一体的に展開し推進してきました。

「第 2 期南越前町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や本町の子どもや家庭を取り巻く現状をかんがみ、第 1 期計画を推進するなかで顕在化した課題等を検証し、本町の子育て環境のさらなる充実を図ることを目的に策定しました。本計画の推進により、すべての子どもに、健やかな成長のための環境が確保されるまちの実現を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、国の定める基本指針を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

本計画の策定にあたっては、「第 2 次南越前町総合計画」を最上位計画とし、「第 3 次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画としています。

計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じて、計画中間年度に見直しを行う場合があります。



平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
南越前町子ども・子育て支援事業計画 (第 1 期計画)					第 2 期南越前町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				
		中間見直し					中間見直し		

計画の基本的な考え方

基本理念

子どもの瞳が輝き、笑顔があふれる
まちづくりを目指して
～家庭から広げる子育ての輪～

本町では、「子育ての原点は家庭から」という考え方のもと、すべての子どもに、健やかな成長のための環境が確保されるよう、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画では、これまでに推進してきた第1期計画から継承すべき基本理念を踏まえ、引き続き安心して子育てができる基盤整備を進めるとともに、地域社会全体で子育てを支援することで、より子どもと家庭に寄り添った、子育て環境を構築できるまちの実現を目指します。

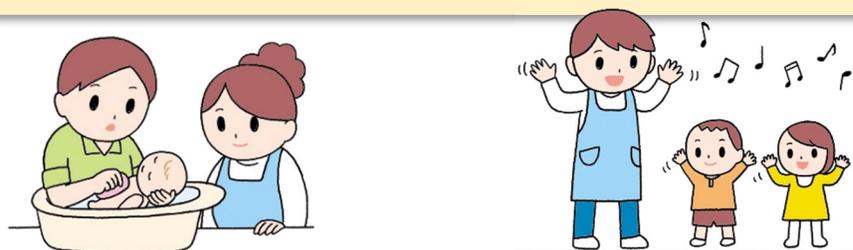
重点目標（教育・保育サービスの充実）

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、家庭が安心して子育てができる環境を目指して、切れ目ない教育と保育の一体的な提供を行うとともに、多様化する保護者のニーズに対応すべく、保護者の就労状況や家庭状況等に応じたサービスの提供体制を確保することで、質の高い幼児教育・保育の充実を推進します。

基本目標

本計画では、以下の7つの基本目標に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を展開していきます。

- ①子どもの健全育成
- ②子どもや母親の健康の確保
- ③子どもの教育環境の整備
- ④子育てしやすい生活環境の整備
- ⑤仕事と家庭の両立の推進
- ⑥子どもの安全の確保
- ⑦特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進



施策の体系

基本理念 子どもの瞳が輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指して
～家庭から広げる子育ての輪～

重点目標 教育・保育サービスの充実

【事業計画】

- (1) 事業の提供区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込みと確保の内容
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
- (4) その他教育・保育に係る事業
- (5) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供と体制の確保
- (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

基本目標／基本施策

基本目標 ①	子どもの健全育成	基本施策 (1) 子どもの育ちを支える環境づくり (2) 経済的負担の軽減 (3) 食育の推進
基本目標 ②	子どもや母親の健康の確保	基本施策 (1) 母子保健事業の充実 (2) 小児医療の充実
基本目標 ③	子どもの教育環境の整備	基本施策 (1) 子どもたちを取り巻く環境の整備 (2) 生涯学習環境の充実 (3) 「生きる力」を育む学校教育の充実 (4) 家庭や地域の教育力の向上 (5) ふるさと教育の推進
基本目標 ④	子育てしやすい生活環境の整備	基本施策 (1) 安全な道路交通環境の整備 (2) 子どもの遊び場の確保
基本目標 ⑤	仕事と家庭の両立の推進	基本施策 (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進 (2) 次代の親の育成 (3) 子育てを楽しむための意識啓発
基本目標 ⑥	子どもの安全の確保	基本施策 (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
基本目標 ⑦	特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進	基本施策 (1) 障害児施策の充実 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の展開

基本目標

基本目標① 子どもの健全育成

核家族化の進行と、地域社会の連帯感が希薄化するなか、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭の支援を行うことで、子どもや家庭と地域とに関わりが生まれ、子どもがより一層豊かに成長します。子ども・子育ての関係機関が効果的に連携し、地域全体で子育てを支援することができる環境づくりを推進します。

1 子どもの育ちを支える環境づくり

2 経済的負担の軽減

3 食育の推進

基本目標② 子どもや母親の健康の確保

子育て家庭と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの子育て期に至るまで、関係機関が連携し、母子への継続的な健康支援の充実を推進します。

1 母子保健事業の充実

2 小児医療の充実

基本目標③ 子どもの教育環境の整備

子どもを取り巻く教育環境の整備を充実するとともに、家庭や地域の教育力向上に努め、地域社会全体が子どもと子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを推進します。

1 子どもたちを取り巻く環境の整備

2 生涯学習環境の充実

3 「生きる力」を育む学校教育の充実

4 家庭や地域の教育力の向上

5 ふるさと教育の推進



基本目標④ 子育てしやすい生活環境の整備

子どもが健やかに育つためには、子育てしやすい生活環境の整備が必要です。住環境をはじめ、道路交通環境、遊び場等、求められる環境は多岐にわたります。ニーズを考慮し、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。

1 安全な道路交通環境の整備

2 子どもの遊び場の確保

基本目標⑤ 仕事と家庭の両立の推進

女性の就業率の上昇により共働き家庭は増加し、就労形態は多様化しています。仕事と家庭の両立の推進を図るためには、母親だけではなく、父親、家庭、地域、企業等、関係各所の理解・支援が必要です。子育てに対する支援・意識啓発を充実し、子育て家庭が仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指します。また、家庭を持つための支援策として、男女の出会いの場を創出する等、次代の親の育成にも努めています。

1 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

2 次代の親の育成

3 子育てを楽しむための意識啓発

基本目標⑥ 子どもの安全の確保

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が社会問題となっています。事件・事故等の危険から子どもの身を守るために、見守り体制、防犯対策の強化、生活環境の整備、交通安全教育等の充実を推進します。

1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標⑦ 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

子どもの健やかな成長が、生まれ育った家庭環境によって阻害されないよう、配慮を必要とする子どもと家庭に対して、それぞれの事情・状況に応じた取り組みを推進します。

1 障害児施策の充実

2 児童虐待防止対策の充実

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業の提供体制

事業の提供区域

本計画の策定にあたっては、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本町では、町民の生活圏域と地理的な条件を踏まえて、教育・保育提供区域を1区域（全町）で設定します。

認定区分と提供施設

認定こども園や保育所等の教育・保育の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢、教育・保育の希望等から3区分に認定し、その認定に応じて施設等の利用先が決定します。

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、教育のみ	認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所（園）
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所（園）

教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業

保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢、保護者の希望等に基づき、認定こども園や保育所（園）において教育・保育を受けられるよう、提供体制を確保します。

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定（人）	量の見込み	3	3	3	3	3	
	確保の内容	33	33	33	33	33	
2号認定（人）	量の見込み	231	215	206	194	191	
	確保の内容	270	270	270	270	270	
3号認定（人）	0歳児	量の見込み	29	33	32	31	30
		確保の内容	25	25	25	25	25
	1・2歳児	量の見込み	114	120	122	119	117
		確保の内容	127	127	127	127	127

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業（単位）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	提供体制
延長保育事業（人）	量の見込み	176	170	167	160	160	保護者の就労や通勤の都合等の事由により、保育の延長を必要とする場合に実施できるよう保育士等を配置します。
	確保の内容	176	170	167	160	160	
放課後児童健全育成事業 【放課後児童クラブ】 （人）	量の見込み	199	199	193	188	175	地域や学校の協力を得ながら放課後児童支援員のもと、生活の場における学習・体験活動を4か所の児童館で実施します。
	確保の内容	240	240	240	240	240	
放課後子供教室（施設）	量の見込み	4	4	4	4	4	すべての小学生を対象に、小学校区ごとにある4か所の児童館において実施します。
	確保の内容	4	4	4	4	4	
子育て短期支援事業 （人日）	量の見込み	0	0	0	0	0	前期計画期間内において事業実績はありませんでした。今後ニーズに応じて取り組みます。
	確保の内容	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業 （人回）	量の見込み	5,434	5,552	5,611	5,434	5,346	南条こども園及び今庄なないろこども園にそれぞれ子育て支援センターを設置し、事業を実施します。また、河野児童館に設置している連携型子育て支援センターにおいても、平日の午前中に事業を実施します。
	確保の内容	5,434	5,552	5,611	5,434	5,346	
一時預かり事業（人日） 【在園時対象】	量の見込み	106	98	93	88	89	認定こども園等の在籍児に対し、教育保育時間の前後等に預かりを必要とする子どもに預かり保育を実施します。
	確保の内容	106	98	93	88	89	
一時預かり事業（人日） 【未就園児対象】	量の見込み	1,298	1,250	1,223	1,210	1,210	在園児以外の子どもについては、保育所（園）等において非定期型保育サービス、緊急保育サービス、私的理由による保育サービス（リフレッシュ保育サービス）の3つの理由により、一時保育を実施します。
	確保の内容	1,298	1,250	1,223	1,210	1,210	
一時預かり事業（人日） 【就学時のみ対象】	量の見込み	120	120	60	10	10	
	確保の内容	120	120	60	10	10	
病児・病後児保育事業 （人日）	量の見込み	44	42	41	40	40	保護者のニーズに合わせて近隣市町と委託契約を交わし、事業を委託するとともに、町外施設であることから、より利用しやすくなるよう経済的負担の軽減に取り組みます。なお、町内での事業の実施についても検討します。
	確保の内容	44	42	41	40	40	
利用者支援事業（施設）	量の見込み	4	4	4	4	4	南条子育て支援センター、今庄子育て支援センター、河野子育て支援センターと湯尾児童館の計4か所で事業を実施します。
	確保の内容	4	4	4	4	4	
乳児家庭全戸訪問事業 （人）	量の見込み	72	70	69	66	65	保健師が家庭訪問を実施し、子育てについて不安や悩みの相談を行います。
	確保の内容	72	70	69	66	65	
養育支援訪問事業（人）	量の見込み	8	8	8	8	8	保健師が訪問を実施し、家庭の適切な養育に向けた相談指導を実施します。
	確保の内容	8	8	8	8	8	
妊婦健診事業（人）	量の見込み	66	65	63	62	62	妊婦の健康管理を充実するため、妊娠、出産にかかる費用の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう支援します。
	確保の内容	66	65	63	62	62	



第2期南越前町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：南越前町保健福祉課 福井県南条郡南越前町東大道 29-1 TEL:0778-47-8007 FAX:0778-47-3605